

子ども発達支援センター愛を利用されている皆様へ

子ども発達支援センター愛

利用者負担金の改定のお知らせ

令和6年4月より児童発達支援センターの、一日当たりの利用料が下表の通り変わりました。利用者負担金の負担上限額は据え置きになっており、また、年少、年中、年長のお子さんは、無償化の対象となっていますので、利用料は給食費を食べられた回数のみ請求させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

☆ 報酬単価の改定（1単位10円）

	旧		4月より
A. 基本分単価	1,086 単位	→	1,184 単位
B. 中核機能強化加算 新			124 単位
C. 栄養士配置加算	37 単位	→	37 単位
D. 福祉専門職員配置等加算（I）	15 単位	→	15 単位
E. 児童指導員等加配加算	62 単位	→	62 単位
F. 専門的支援体制加算	62 単位	→	41 単位
G. 食事提供加算（I）	30 単位	→	30 単位
H. 個別サポート加算（I）	100 単位	→	120 単位
I. 福祉・介護職員処遇改善加算 ベースアップ等支援加算	総単位数×6.6%	→	総単位数× 13.1%

※ 利用実績により欠席時対応加算（94単位）、家族支援加算（300単位～100単位）、関係機関連携加算（200単位）、専門的支援実施加算（150単位）、保育・教育等移行支援加算（500単位）等を請求させて頂くことがあります。

☆ 所得階層別一日当たりの標準的な利用料（食費実費負担を除く）

階 層 区 分	一日当たりの利用料		食費負担額 （一食）	一月あたりの 負担上限額
	旧	4月より		
生 活 保 護	0 円	0 円	0 円	0 円
低 所 得 1	0 円	0 円	0 円	0 円
低 所 得 2	0 円	0 円	0 円	0 円
一般課税（所得割あり）	1,484 円	1,689 円	200 円	4,600 円
一 般 課 税	1,452 円	1,655 円	400 円	37,200 円